

明舞地域における地域活動人材育成事業運営業務 仕様書

1. 業務名

明舞地域における地域活動人材育成事業運営業務

※明舞地域・・・神戸市垂水区狩口台、南多聞台、神陵台

2. 業務目的

地縁団体やNPO、任意団体といった地域活動を行う組織やネットワークに属していない住民が多くいる。そのような住民等が新たな地域活動人材となり、既存の地域活動組織・ネットワークと協働し、牽引していくことが、持続可能な地域コミュニティの実現には重要である。

令和6年度は、現に明舞地域で活動している団体へのヒアリングおよび住民へのアンケートを通じて地域の課題を抽出し、これをもとに、解決策について話し合う座談会を実施した。

本業務では、前述した座談会等を通じて地域活動への意識が高まりつつある住民等に対し、より具体的・実践的なアプローチを行うための育成事業を実施する。これを通じて、これらの住民等が実際に積極的に地域活動に取り組むための下地作りを行う。

3. 業務内容

(1) 講座の企画・運営

地域活動人材を育成するための連続講座を行う。定員は20名程度とし、受講後の活動に向けた実効性がある5回以上のプログラムとすること（例：先駆的な活動事例の見聞、活動体験による意欲の喚起、グループ運営の仕方（会計・資金調達方法など）、等）。また、講座の企画・運営にあたっては、付随する、下記のような事務局的機能を担う業務を併せて行うこと。

- ・スケジュール調整
- ・会場の確保（会場費含む）
- ・講師や活動先の選定・調整
- ・各関係機関との連携・調整
- ・講座運営のためのマニュアル作成（プログラム全体か開催回毎かは問わないが、実施概要、実施体制、会場レイアウト、準備物について必ず記載し、事前に本市の確認を得ること）
- ・配布資料がある場合、印刷・調整を含む準備

(2) 講座修了後の活動支援

講座修了後、実際に地域活動を始められるようなサポートやコーディネートなど、受講生のフォローアップを行うこと。

(3) 広報

効果的な広報手段を検討し、対象となる人に本事業が広く周知されるよう、事業者が持つネットワークも活用するなど工夫して行うこと。

(4) 定例報告

事業者が主催し、本市と定期的な打ち合わせを実施すること（オンラインも可）。また、必要に応じて業務の進捗状況を本市に報告すること。

(5) 報告書の作成

実施内容および結果を記載した業務報告書を作成する。報告書は令和8年3月31日までに電

子データで本市へ提出すること。

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 契約上限額

金1,700,000円（消費税含む）

6. 業務にあたっての留意事項

- （1）業務にあたっては、本市職員と緊密に連絡、相談、報告を行いながら実施すること。
- （2）本仕様書に定めのない事項については、本市と受託事業者で適宜協議を行い、その決定に従うものとする。
- （3）本市より提供する情報及び地域から得られた情報の取り扱いには十分注意すること（外部へ公開する場合は、本市に事前に相談すること）。また、本業務を通じて得た地域情報等は本市へ共有すること。